ASC 養殖場基準 V1.1

現場で得られた知見をもとに、要求事項をより明確にし、より効果的な実施へ

1. 今回の改訂について

ASC 養殖場基準のバージョン 1.1（2026 年 11 月 1 日公開、2027 年 2 月 1 日発効）には、これまでの移行期間中に実施された審査や模擬審査で得られた経験に加え、生産者や審査員から寄せられた意見が反映されています。

今回の変更により、養殖場基準の全体的な意図と目指す水準を維持しながら、要求事項をより明確で実践的なものとし、実施と審査をより効率的に進められるようにしています。

関連文書の全文は、ASC プログラムセンターでご確認ください。

V1.1 が発効する 2027 年 2 月 1 日までは、ASC 養殖場基準に基づくすべての審査に、暫定版 V1.0.1A2 が適用されます。

2. 主な改善点

2.1 要求事項の明確化

曖昧な表現を減らし、生産者と審査員が一貫して実施・審査できるようにします。

2.2 作業の重複削減

環境、社会、動物福祉に関する成果を引き続き重視しながら、モニタリングや手続きにおける不要な重複を削減しました。

2.3 データ提出と報告の合理化

認証の信頼性の確保、モニタリング、制度の発展に不可欠な情報を維持しながら、データ報告に関する要求事項を簡素化しました。

2.4 同等の法規制の承認

底生生物への影響や水質に関するものを含め、同等性評価によって同等と認められた法規制を活用します。これにより、保護措置の水準を維持しながら、モニタリングの重複を削減します。

2.5 サプライチェーンに関する要求事項の実行可能性の向上

特に複雑な上流のサプライチェーンにおいて、生産者が合理的に入手・確認できる情報の範囲に責任を合わせます。

2.6 適切な範囲での柔軟性の向上

意図した成果を同様に達成できる場合には、より実践的で、状況に見合った方法を導入します。

2.7 必要な保護措置の強化

委託先を通じて供給される労働者の保護や、潜水作業の健康と安全など、不十分な点が確認された分野の要求事項を強化します。

3. 変更の対象項目と内容

以下の表は、ASC 養殖場基準 V1.1 における変更点の一部を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。関連文書の全文は、ASC プログラムセンターでご確認ください。

対象項目	V1.1 の参照箇所	変更内容	養殖場にとっての意味
基準 1.5 サプライチェーン	指標 1.5.2	対象となる多くの魚種について、要求事項の対象を直接のサプライヤーに絞り、生産者の責任を、その影響力が及ぶ範囲に合わせます。 注：海産サケ科魚類については、より上流まで要求事項が適用される特定の例外が引き続き設けられています。	生産者が入手できない上流事業者の情報への依存を減らします。
基準 2.1 環境リスク評価	別紙 3 3.3	ガイダンスと意思決定のためのツールを、より明確にします。	既存の環境評価を利用できる場合、評価に不足がある場合の対応、環境リスク評価（ERA）を内部で実施できるか、独立した者による実施が必要かが、より明確になります。
基準 2.4 逸失と在来の生物多様性	別紙 6 6.2	EICAT の文脈化に関する意思決定ツリーを削除します。 注：EICAT 分類は V1.1 でも引き続き用いられ、魚種の影響カテゴリーに応じて適用する要求事項を区別するための基礎となります。	養殖場は、EICAT の文脈化に関する意思決定ツリーを適用する必要がなくなります。代わりに、該当する EICAT 分類に基づいて、関連する要求事項が適用されます。
基準 2.5 底生生物への影響	指標 2.5.1～2.5.6	同等の法規制上の要求事項を認めることで、養殖場による環境モニタリングの重複を回避できるようにします。	要求事項の意図に沿った底生生物モニタリングが行われている国では、モニタリングの重複が減る可能性があります。

対象項目	V1.1 の参照箇所	変更内容	養殖場にとっての意味
基準 2.6 水質	指標 2.6.1～2.6.22	同等の法規制上の要求事項を認めるとともに、養殖場の立地に関する特定の水深・流速の要求事項を削除します。	環境面の成果をより重視し、重複を削減します。
基準 3.2 強制労働 基準 3.7 透明な契約	指標 3.2.3～3.2.14 および 指標 3.7.3～3.7.6	第三者（委託先）を通じて供給される労働者の保護に関する要求事項を強化し、適用範囲と文言を明確にします。	第三者を通じて供給される労働者に対する責任が明確になり、要求事項の解釈と実施が容易になります。
基準 3.5 健康と安全	指標 3.5.7 および 3.5.21～3.5.24	追加の要求事項を導入し、潜水作業に関する健康と安全の規定を強化します。	監督、記録、死亡事故の報告に関して求められる対応が、より明確になります。
基準 3.9 労働時間	指標 3.9.9	休息期間の設定に柔軟性を持たせます。14 日間につき連続 48 時間の休息を 1 回確保する代わりに、連続 24 時間の休息を 2 回確保することを認めます。	さまざまな勤務形態において実施しやすくなります。
基準 4.4 動物用治療薬	削除 旧版の指標 4.4.18	販売先市場ごとの最大残留基準値（MRL）に関する指標を削除します。 注：治療薬の責任ある使用を定めるその他の要求事項は、引き続き適用されます。	生産時点では最終的な販売先市場が分からないことが多い生産者の、事務負担を軽減します。
基準 4.4 動物用治療薬	削除 旧版の指標 4.4.19	情報の一般公開に関する要求事項を削除します。	同じ情報は各養殖場の審査報告書ですでに公開されているため、報告の重複を回避します。
別紙 12 眼柄切除	別紙 12 12.4	実施上の実情を踏まえ、ブラックタイガーエビ（P. monodon）の移行スケジュールを調整します。 注：眼柄切除を段階的に廃止する要求事項は維持されます。	段階的な廃止の要求事項を維持しつつ、移行のための期間が延長されます。対象はブラックタイガーエビ（P. monodon）のみです。

対象項目	V1.1 の参照箇所	変更内容	養殖場にとっての意味
データとツール	複数の基準	関連する別紙の内容を明確にし、データ報告に関する要求事項を合理化します。	事務負担を軽減します。

4. 主な日程

- **2026 年 11 月 1 日** V1.1 公開
- **2027 年 2 月 1 日** V1.1 発効、V1.0.1A2 廃止。この日以降に開始する審査では、V1.0.1A2 を使用できません。
- **2028 年 5 月 1 日** ASC 養殖場基準への移行が必須となります。